**令和７年度 大阪府障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針**

令和７年４月10日策定

１　目的

大阪府は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「障害者優先調達推進法」という。）」(平成24年法律第50号)第９条の規定に基づき、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅就業障がい者等の自立及び社会参加を促進し、障がい者就労施設や在宅就業支援団体等の受注機会の確保並びに障がい者就労施設等が供給する物品等の需要の増進等を図るため、本調達方針を策定する。

２　基本的考え方

大阪府は、契約手続きの透明性の向上及び公正な競争性の確保に留意するとともに、調達に関する他の施策や行政目的との調和を図りつつ、障がい者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえ、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとし、本調達方針は、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、物品等の調達を推進するために必要な毎年度の目標等を定め、その公表を図るものである。

また、調達の実施に際し、具体的な手続きについては、「障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する取扱指針」に基づき行うものとする。

３　対象とする範囲

本調達方針の対象とする範囲は、本庁各課（室）及び予算執行機関が行う物品や役務の調達とする。

４　障がい者就労施設等が供給する物品等

大阪府が契約によって調達する物品等のうち、印刷物、紙製品、ゴム印等、食品類、記念品・小物雑貨、生活雑貨、木製家具等、農作物等、縫製品等、役務(クリーニング、施設等の清掃・除草、テープ起こし等)等障がい者就労施設等において供給できるものとする。

５　調達目標の設定

大阪府においては、計画的な障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努め、調達実績額が前年度実績を上回るよう、着実に取り組むものとする。

加えて、大阪府の平均工賃月額が低い現状に鑑み、就労継続支援B型事業所への発注額が前年度に比べて増加につながるよう配慮するものとする。

６　対象となる施設等

本調達方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第２条第２項から第４項で規定する以下の施設等とする。

1. 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第５条第11項に規定する施設（障がい者支援施設）

②　障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第５条第27項に規定する施設（地域活動支援センター）

③　障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第５条第１項に規定する施設（障がい福祉サービス事業〔生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。〕を行う施設）

④　障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条第１号に規定する障がい者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第３項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

⑤　障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第１条第１号に規定する事業所（特例子会社）

⑥　障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第１条第２号に規定する事業所（重度障がい者多数雇用事業所）

⑦　障害者雇用促進法（昭和35年法律第123号）第74条の２第３項第１号に規定する者（在宅就業障がい者）

⑧　障害者雇用促進法（昭和35年法律第123号）第74条の３第１項に規定する団体（在宅就業支援団体）

⑨　受注内容に応じて複数の障がい福祉サービス事業を行う施設に受注業務を分配・仲介する業務を行う者の他、実態として優先調達推進法に規定する障がい者就労施設等と同様に、障がい者の就労機会の確保等の活動や事業を行っている者で、地方自治法施行規則第12条の２の12に基づき大阪府が認定した法人

７　障がい者の就業促進のための措置

大阪府は、行政の福祉化の取組みの理念や地方自治法等関係法令を踏まえつつ、障がい者の就業促進のための取組みに努めるものとする。

８　調達実績の公表等

各部局は、本調達方針に基づき、各部局における障がい者就労施設等からの物品等の調達の実績について、年度終了後に前年度分を集計の上、福祉部障がい福祉室長に報告するものとする。福祉部障がい福祉室長は、各部局から報告のあった調達の実績について、その概要を取りまとめ、大阪府ホームページ等により公表するものとする。

９　調達の推進体制

大阪府は、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、各部局総務課長等を構成員とする「行政の福祉化推進会議」において、全庁挙げて調達目標の達成に向けて、継続的かつ安定的な取組みを進めるものとする。

また、福祉部障がい福祉室長は、障がい者就労施設等から提供可能な物品等の情報等について情報提供を行う。

10　その他留意事項

障がい者就労施設等からの受注機会を拡大するため、物品等の調達に当たっては、以下の点に留意するものとする。

(1)　物品等の調達の必要性が新たに生じた場合は、障がい者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努めるものとする。

(2)　物品等の調達は、可能な限り計画的なものとするとともに、障がい者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期や履行期間の設定に努めるものとする。

(3)　物品等の調達に際しては、障がい者就労施設等との契約が円滑に進むよう、障がい者就労施設等に対して、性能、規格等必要な事項について、懇切丁寧な説明に努めるものとする。

(4)　各部局においては、前年度の実績等を踏まえ業務の総点検を行い、調達可能な案件の掘り起こしに努めるものとする。